## 建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領

#### 1 趣旨

建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげる仕組みである。

本要領は、CCUSの活用の促進に向け、山口県土木建築部が発注する工事において、CCUS活用モデル工事の試行を実施するために必要な事項を定め、もってCCUS活用モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

#### 2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業: 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下

請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められる ものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2

週間以内の企業を除く。

・技能者: 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一

人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の

者を除く。

・CCUS登録事業者:下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者

として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場

に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・CCUS登録技能者:技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者と

して本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利

用者をいう。

・登録事業者率: CCUS登録事業者の数/下請企業の数(計測日に作業してい

ない下請企業は含まない)

・登録技能者率: CCUS登録技能者の数/技能者の数(計測日に作業していな

い技能者は含まない)

・就業履歴蓄積率: 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をし

て工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者

の数(計測日に作業していない技能者は含まない)

・計測日: 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日

をいう。計測日は受発注者の協議の上で決定するものとし、3

回以上の計測日を設定するものとする。

・平均登録事業者率:計測日における登録事業者率の平均値をいう。

・平均登録技能者率:計測日における登録技能者率の平均値をいう。

・平均就業履歴蓄積率:計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

#### 3 対象工事

全ての工事を対象として発注する。ただし、工場製作のみの工事は対象外とする。

#### 4 発注方式

契約後、受注者がCCUSの活用を希望した場合に実施する「受注者希望型」とする。

#### 5 実施方法等

- (1)発注者は、土木系工事の場合は入札公告(または入札情報)及び施工条件書に、また営繕系工事の場合は入札公告(または入札情報)及び現場説明書に、CCUS活用モデル工事の試行対象工事である旨を明示(「別紙1」、「別紙2」参照)し、発注する。
- (2) 受注者は、契約後速やかにCCUSの活用希望の有無について、発注者に工事 打合せ簿にて通知する(「別紙3」参照)ものとする。
- (3) 受注者は、CCUSを活用する場合、カードリーダー等の設置場所、設置期間、計測日を施工計画書に記載し、発注者に提出する。

なお、計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、現場着手日から2ヵ月後を初回、以降2ヵ月に1回の頻度で最低3回以上計測日を設定することを標準とするが、工期や現場条件等により、3回の計測日を設定できない場合は、現場着手日から1ヵ月後を初回、以降1ヵ月に1回の頻度まで計測間隔を短縮することも可能とする。

- (4) 降雨等により当初予定していた計測日に急遽現場閉所する場合は、原則として 次の現場作業日を計測日とする。現場条件の変更等により当初予定していた計測 日に現場作業を行っていないなどで計測日とすることが不適当な場合は、事前に 受発注者の協議のうえ、計測日を変更できるものとする。
- (5) 計測間隔には、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受発注者の協議により対象とすることが明らかに不適当な期間を除くものとする。
- (6) 受注者は、工事完成時にCCUS活用状況が確認できる資料及び下表に示すすべての基準の達成状況が確認できる資料を発注者に提出する。なお、発注者に提出する資料に個人情報が含まれる場合は、受注者が氏名及び所属会社以外の個人情報に関する事項に黒塗り等の対応を行ったうえで、発注者に提出すること。

指標	基準 (土木系工事)	基準 (営繕系工事)
平均登録事業者率	90%	7 0 %
平均登録技能者率	80%	50%
平均就業履歴蓄積率	5 0 %	3 0 %

#### 6 システム活用にかかる費用

CCUS活用に関する費用(カードリーダー等購入・設置費、現場利用料等)は受注者が負担するものとする。

#### 7 工事成績評定

- (1) 工事成績評定要領の対象工事の場合、発注者は、工事完成時に受注者から提出された資料により、5(6) に示す<u>すべての基準</u>の達成が確認された場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点を加点する。
- (2) なお、<u>計測日を3回以上設定できない場合及びいずれかの計測日に下請企業を活用していない場合は加点しない</u>。
- (3) 受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を 達成できなかった場合であっても、減点は行わない。ただし、提出資料への虚偽の 記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場 合がある。

#### 8 その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### 附則

- この要領は、令和4年5月1日から適用する。
- この要領は、令和5年5月1日から適用する。

別紙1:記載例

#### 入札公告に記載

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和○年○月○日

○○土木建築事務所長 ○ ○ ○

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名

令和〇年度 〇〇〇〇線  $\triangle\triangle\triangle$ 工事 第 $\Diamond$ 〇工区

- (2) 工事場所
  - ○○市大字△△字◇◇から同市大字☆☆字◆◆までの間
- (3) 工事の概要

 $L = \bigcirc \bigcirc m$  $\triangle \triangle \bot \Diamond \Diamond m$ ▲▲エ ☆☆m2 ◎◎エ ▽▽m3

 $\Diamond \Diamond \bot$ 

1式

工 事 内 容

- (4) 工期
  - 契約締結日の翌日から工事着手期限日までの間で受注者が選択する工事着手日から約○箇月間
- (5) その他
  - 本工事は、余裕期間制度(任意着手方式)の試行対象工事である。
  - 本工事は、週休2日工事 (発注者指定型) の対象工事である。
  - 本工事は、ICT活用工事(受注者希望型)の対象工事である。

本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事 (受注者希望型) の試行対象工事である。 この公告に定めのない事項については、入札条件及び指示事項又は設計図書のほか、各入札制度要領等に定めるところ による。

### 入札情報に記載

#### 入 札 情 報

- 4 契約の方法等
  - (8) 中間検査の実施

本工事の中間検査については、次表により実施する。

なお、本工事が「山口県低入札価格調査実施要領」の規定により施工体制等の点検を強化するものとされた工事である場 合は、さらに中間検査を1回以上実施することとする。この場合の検査実施段階等については、落札者に別途指示するも のとする。

回数	工種	実施段階	検査実施日
	OOI	30%~60%進捗した時点	
○回			別途指示する。

(9) その他の適用

本工事は、余裕期間制度(発注者指定方式)の試行対象工事である。

本工事は、週休2日工事(受注者希望型)の対象工事である。

本工事は、ICT活用工事(受注者希望型)の対象工事である。

本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事(受注者希望型)の試行対象工事である。

別紙2:記載例

## 施工条件書に記載(土木系工事の場合)

様式	3-1 <u>施</u>	工	条	件	書	
項目	明示事項					条件等
	14 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事の適用 (「有」の場合の詳細は建設キャリア アップシステム活用モデル工事試行 要領https://www.pref.yamaguchi.」 g. jp/soshiki/127/23379.htmlによる)	有				

# 現場説明書に記載(営繕系工事の場合)

# 現場説明書

施行年度	令和 年度						
工事名							
工事場所	地内						
入札執行課	山口県土木建築部建築指導課						
工期	着手期日:令和 年 月 日 施工日数:	3					
	完成期日:令和 年 月 日	1					
【営繕系工事(建築工事)】   【建設キャリアアップシステム活用モデル工事(受注者希望型)の試行対象工事】   1. 工事概要   ・ 棟   ・ 造 階建(地上 階、地下 階)							

別紙3:記載例

# 工事打合せ簿□ 受領時の発議者への真正性確認) ■受注者(No. )発議年月日 令和 年 月 日

光		武		19	口光	土白(	INO.	,	<b>=</b> 2	文/土伯(NO	•	)		光锇千月口	ᄁᄭ	- 4	- <u> </u>	
発	議	į.	事	項			■協譲	€ □通	知 口承	諾 口提	<u> </u>	報告	□₹	その他(		2	)	
エ		事		名	令和	年	度											
( 箇	所		_	ド)										地内	(			)
受	注		者	名							発	注事務	所					
	(Þ	A	容)															
		O 7:11	=n. 1			0 .		107	m									
	'	) 建	設コ	トヤリ	77	ツノ:	ンステ	ムの沽	用につい	. \ ~								
		Γ	「廷	津設キ	・ャリ゛	アア、	ップシ	ステム	活用モラ	デル工事।	試行	丁要領	5	(2) により、	当該	工事	はC	
	(							ける。		,_		• > () ()		(= / ( 3. / <b>(</b>	7.00	•		
添付图	凶		<u> </u>		の他活		- 1											
指示等	等(;	こより	,	契約	変更	□無												
必要な措置:		置置	ス				_			(増・源	₹ <b>†</b>	既算額				千日	円)	
は予定る措置	延し 署	てし	`	契約	変更	口有	ī l	ロエ事	内容を変	更する								
חחות							ı	口その他	<u>t</u> (								)	
処	٤	登注:	*	上記	につし	て、	□‡	指示	□承諾	口協	議	□通:	知	□受理	します	۲。		
理		発注者	<u> </u>	コそσ.	)他(							)		令和 年	月	日		
	3	受注	¥	上記	につし	いて、		了解	□協議	□提	出	□報⋅	告	□届出	しま	す。		
答	1	文注	<sup>≅</sup> [[	コそσ.	)他(							)		令和 年	月	日		

•• •	• •• ••	•• ••		
総括監督	主任監督員	監督員		

現場代理人	主任技術者 (監理技術者)
•• ••	•• ••